



国際労働機関 (ILO)

ILO 駐日事務所

>>トピック目次

ILO 駐日事務所メールマガジン・トピック解説

(2012年1月31日付第116号)

◆ ◆ 林 業 労 働 ◆ ◆
◆ ◆ (Forestry work) ◆ ◆

森林は地球上の土地面積全体の31%を占め、16億人を超える人々が森林に生計を頼っています。国連は2011年を国際森林年と定め、「人々のための森林」をテーマに、森林とそれに依存する人々の動的な関係に光を当てました。そして、国連諸機関、各国政府、森林関係団体などに対して、現在及び将来世代のためにあらゆる種類の森林の持続可能な管理、保全、持続可能な開発について人々の意識を高める活動に従事するよう求めました。啓発活動の一環として、ILO部門別活動局が作成した広報資料は林業を労働の側面から解説し、その特徴、この産業でディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を達成する方法、この分野におけるILOの活動について次のように記しています。

I. 林業労働の特徴

林業は、森林を確立・再生・管理・保護し、その産物を採取するために必要なあらゆる現場作業を含みます。公式（フォーマル）の林業従事者は世界全体で1,370万人（総就業人口の約1%）となっていますが、途上国を中心にインフォーマル就業が幅広く見られるため（フォーマル就業者の推定66～72%）、実際の数はもっと多いと思われます。林業の商業生産高は世界の国内総生産（GDP）の約0.4%に相当しますが、森林が提供する商業外の財やサービスの価値はおそらくこれを上回っていると思われます。中南米、アジアでは森林の拡大が見られる一方、欧米諸国の森林は減少の一途をたどっています。森林の産物で桁外れに最も重要なのは木材で、年間採取量は35億立方メートルになります。世界全体の就業者の26%を占める350万人の公式就業者を擁する中国を筆頭に、林業の就業者の6割以上が10カ国に集中しています。管理運営・意思決定職における女性比率は極端に低く、女性はステータスの低い、低賃金職に留まる傾向があります。

林業労働は高いインフォーマル性、違法伐採、低生産性と低賃金、危険で有害な労働条件を特徴とすることが多く、その労働力の十分な保護と教育訓練を確保し、政府、使用者、労働者間の社会対話を円滑化することは、こういった欠点に取り組み、この産業の持続可能な雇用の潜在力とディーセント・ワークのための条件を実現する助けになる可能性があります。

II. 林業労働者のディーセント・ワークに向けて：求められる取り組み

森林は地元社会の貴重なエネルギー・雇用・生計の源であり、食、薬、住まいの材料を提供しています。伐採や保全などの仕事を提供するとともに、農業や木材加工といった重要な産業を後方から支援し、文化的、精神的、観光的、娯楽的価値を提供しています。森林は環境の営みに必要不可欠な機能（水源や集水域、水収支の維持、土壌保全、大気再循環など）を提供するとともに、とりわけ森林再生、植林、併農林業、持続可能な森林管理などの活動を通じて環境に優しいグリーン・ジョブを創出する相当の潜在力を秘めています。

しかし、森林を巡る議論は生物多様性や環境問題に焦点を当てることが多く、森林の社会的機能や林業労働者の役割と状況などの人的・労働側面は無視される傾向があります。高いインフォーマル性（特に森林破壊の主たる原因である違法伐採行為の拡大）、劣悪な労働条件、低賃金、雇用保障の欠如、不十分な労働安全衛生状況が林業労働の特徴です。作業場は通常一時的なもので各地に散在し、幅広く見られるインフォーマル性は労働監督を特に難しくしています。

林業全般、そして特に伐採業は最も危険な職業の一つであり続けています。通常、作業組織と作業監督の不備、不適切な道具・設備、作業計画の不備、労働者・現場監督・管理者の技能・職能不足が事故を引き起こす要因になっています。材木採取の機械化は生産性の向上につながりましたが、同時に仕事の喪失と作業方式の抜本的な変革をもたらしました（機械化はしばしば林業労働の危険とストレスを低減させるものの、また別の種類の心理的問題や筋骨格上の問題の原因となる可能性があります）。加えて、林業で見られる業務下請けの慣行は多くの国で不安定で当てにならない雇用慣行をもたらしています。

賃金に関しては、林業労働者の収入は一般に、木材加工や紙パルプ業を含む他の産業の平均を下回っています。女性は、意思決定の地位や管理職に占める割合が極端に低く、相対的に低賃金で、しばしば男性よりも相当に大きな健康・安全面のリスクにさらされているという特別の課題に直面しています。

林業労働者の訓練もこの産業が直面しているもう一つの課題です。ほとんどの熱帯諸国では訓練は提供されておらず、提供されていても初歩的なものに留まり、特に途上国ではこれに加えて労働組合の組織率も低くなっています。

ⅠⅠⅠ. 林業労働者のディーセント・ワークに向けて：提案される政策選択肢

以上のような林業が現在直面している労働面の課題の幾つかに取り組むに際しては、優先すべき政策分野が数多いとILOでは見ています。これには、技能開発・訓練から労働条件の向上と就労に関わる基本的な権利の保護、さらには実効的な社会対話の促進、あらゆるレベルにおける利害関係者間の協力に至る様々なものが考えられます。

1. より良い仕事と労働条件の形成、就労に関わる基本的な権利の保護
 - 地元中小企業の強化と促進を通じた仕事と生計手段の促進
 - 林業における女性の権利の促進。性差に関連した固定的観念と戦い、女性に訓練を提供し、意思決定・経営に関わる地位の確保を手助けすること
 - 先住民族の権利の促進とこれらの人々の意思決定プロセスへの参加の確保
 - 林業における強制労働・児童労働撤廃に向けた努力
 - 労働組合が活動でき、団体交渉を行える環境の形成
 - 適切な請負基準の執行による、より質の高い公式雇用及びより良い労働条件の促進（これには例えば、請負企業が正式に設立され、有能な経営陣と高技能職員を伴っていることの確保、請負業者と従業員の従属関係ではなく、有意義なパートナーシップ関係があるように確保することなどが挙げられます）
 - 環境保護における林業労働の役割について啓発し、グリーン・ジョブの創出に対象を定めた政策を国が策定すること
2. 訓練・技能開発
 - 競争力があり持続可能な林業労働力を確保・維持し、生産性を高めるため、訓練、能力構築、技能開発を優先事項とすること
 - 官民両部門において労働者のための安全衛生訓練慣行を促進し、主流化すること
 - ハンドブックや訓練モジュールなどの具体的なツールの開発に焦点を当て、請負業者、労働者、独立訓練機関がそれを得られる状態にすること
 - 技術事項のみならず、政策・管理運営事項に関しても訓練教材を開発（テーマとしては、例えば、森林管理、火災管理、環境及び生物多様性の保護における森林の役割に関する啓発、貧困削減における森林の役割、男女平等、植林、森林保全、森林破壊などが挙げられます）
 - 林業に関する教育と調査研究に重点を置く、関連する公式・非公式な学術・訓練機関の強化と支援
 - 林業労働を扱っている政府関係職員の能力向上
3. 社会対話とあらゆるレベルにおける利害関係者間の協力の促進
 - 労働者、使用者、請負業者、政府代表、環境保護団体、先住民代表、技術専門家などあらゆるレベルの利害関係者を巻き込んだ参加型メカニズムを用いた労働安全衛生に関する国内実務規程の策定とその主流化
 - 国際機関との協力による、持続可能な森林管理の確保における林業労働認証メカニズムの採用
 - 林業における労働監督慣行の育成、主流化、執行確保
 - 危険有害要因と災害防止策を体系的に把握するマネジメントシステム及び安全衛生方針の確立
 - 森林関連業務における確立された長期目標の継続的な実行とフォローアップの確保
 - 計画立案から実行に至る林業労働のあらゆる段階における安全衛生要件の促進
 - 労働者と経営陣の関係が両方の側における公正性と定期協議に基づいていることの確保
 - 貧困層及び弱い立場の人々の生計手段の保護に向けた林業管理基準について複数利害関係者による透明な遵守確認手続きを促進すること
 - 適当な場合、林業管理を開発支援と最も良く結び付ける方法に関し、利害関係者と知識を共有すること

ⅠⅣ. 林業部門におけるILOの活動

ILOは1954年から2004年まで活動した森林技術・管理・訓練に関する国連食糧農業機関（FAO）／国連欧州経済委員会（UNECE）／ILO合同委員会を通じて、両機関と協力し、林業におけるマニュアルや実務規程、その他の関連文書を作成してきました。また、2008年のアジア林業週間、2007年にアヌシーで開かれた林業における安全衛生に関する国際会議、2011年にジュネーブで開かれた林業労働に対する気候変動の影響に関する会議など、職業訓練、応用人間工学、その他林業の様々な側面に関する国際会議やワークショップに参加し、自らも主催しています。ILOが1991年に開いた三者構成部

門別会議では林業における技術変革と訓練の問題が討議され、会議の結論はこの分野における国際的な指針として今でもなお通用しています。翌1992年のパルプ・紙産業の三者構成部門別会議では幅広い社会・労働問題が検討され、この結論も依然としてまだ有効です。その後、1997年には林業労働の安全衛生に関する実務規程の策定に向けた会議が開かれ、2001年には林業・木材産業の社会・労働面の問題を検討する三者構成会議が開かれました。2005年1月に開かれた専門家会議では林業の労働監督に関する指針が策定されました。

林業を特に扱った条約・勧告はありませんが、一般的な基準の多くが林業に適用されます。農業における労働安全衛生問題を包括的に扱う2001年の農業における安全健康条約（第184号）は、森林の産業上の開発を除く林業全般に適用されます。1998年には1997年の上記会議で採択された林業労働の安全衛生に関する実務規程が、2005年には同じく同年の専門家会議で採択された林業における労働監督に関する指針が発行されています。

林業におけるILOの活動の多くの部分が政労使の会合開催を通じた社会対話の円滑化と強化に置かれ、その活動は70カ国以上に及んでいます。マレーシア、インドネシア、ペルーでは、違法伐採とディーセント・ワークの欠如に取り組む国内活動を実行しました。技能試験と資格証明の概念は多くの国で実施されて成功を収めていますが、労働条件及び安全衛生の向上を図り、訓練の基礎となるよう、ILOは森林実務における国内規範の概念を推進しています。環境上の理由から、そのような規範の策定に対するILOの助言サービスに多くの国の政府及び産業界から関心が寄せられています。チェックリスト方式の労働監督手法についても有用な経験が培われています。作業方法の拙劣な設計や不適切な技術の利用はしばしば作業量の増大と生産性の低下をもたらします。労働条件の改善は労使双方に利益する有益な投資になり得ることが経験上示されています。そこで、作業研究と応用人間工学が林業における技術協力と出版活動の主流を占めています。

この他に小企業とインフォーマル・セクターを対象とした活動も行っています。工業団地は小企業同士の協力に関する有用なモデルを提供する可能性があります。イタリアやデンマークには木材産業を中心に開発された有名な工業団地が存在します。この考えは、途上国でも通用するよう見えます。ILO事務局内では産業別の活動を行っている部門別活動局と雇用創出・企業開発局が協力して林業に関連した地域経済開発も進めています。

ILOが2008年9月に国連環境計画（UNEP）などと共同刊行したグリーン・ジョブに関する報告書では、グリーン・ジョブ創出の潜在力の点で、森林再生・植林活動は「良」、併農林業は「良または優」、持続可能な森林管理は「優」と評価されていますが、グリーン・ジョブの機会を拡大するには訓練に対する投資が必要不可欠と記されています。一方、林業全般、そして特に伐採業はほとんどこの国でも最も危険な職業の一つに数えられています。林業労働にはまた、重い肉体的作業量、熱暑・寒冷といった極端な気象状況への暴露、騒音、振動に関わる深刻な健康問題が付き物です。このような状況を勘案し、ILOは2012/13事業年度には、林業におけるディーセント・ワークの役割とこの産業の長期的持続可能性の促進に焦点を当て、各国政労使が国内で実施できる活動を提案していく予定です。

4. 1. 林業労働の安全衛生に関する実務規程

1998年に発行されたILOの実務規程『Safety and health in forestry work（林業労働における安全衛生）』は法的拘束力のある文書ではありませんが、好事例の基準点としても使えるような手引きを提供しています。欧州では林業における安全と健康面の課題に取り組む政府及び利害関係者を巻き込んだ国内の取り組みを補足するものとして、ILOの実務規程が利用されています。安全衛生の改善は生産性、収益性、就業能力に寄与する重要な要素と見なされることが多くなっています。

実務規程は、労働者を林業労働の危険から保護するとともに職業病や労働災害の発生を防止または削減することを目指しています。請負業者や自営業者、育林業者などを含むあらゆる林業労働者を対象とし、伐採や木登り、風で落ちた果実の採取、森林火災消火活動などの危険度の高い作業について詳細な手引きを提供しています。安全は後付けできないとの理念のもと、全国レベル、企業レベル、作業場レベルのトップから安全は始まることを強調し、安全に対する配慮を企業経営の全体に組み込んだ企業向けの安全マネジメントシステムを示しています。そして、林業における安全性のカギを握る条件として、訓練と技能認定について定めています。

4. 2. 林業専門家ネットワーク（FORWORKNET）

1993年9月にILOが立ち上げた林業専門家ネットワーク（FORWORKNET）とは、林業労働力の問題に関心のある世界約70カ国の300あまりの個人・団体メンバーの国際的なネットワークです。FORWORKNETの第一義的な機能は、メンバー間の相互直接交流を可能にし、国際的な交流と協力の機会を新たに開くことにあります。具体的には、FORWORKNETは、新たな動向、新刊書、新しいデータや調査研究結果、行事予定、森林労働者に影響する新技術などの情報、その他関連ニュースをメンバーに提供するよう努めています。この機能は主として、メンバーの情報探索を支援したり、助言・その他の支援を提供することによって遂行されています。FORWORKNETはまた、広報紙を発行して最新情報に対してメンバーの注意を喚起しています。広報紙では、人材開発、生産性、安全衛生など、林業の社会・労働問題が幅広く取り上げられています。

4. 3. 林業におけるグリーン・ジョブ

上述のグリーン・ジョブに関する2008年の報告書で示されているように林業には環境に優しいグリーン・ジョブを創出する多大な潜在力が秘められています。環境劣化とディーセント・ワークの欠如が手を携えて進んでいる林業部門においては、この二つの問題に同時に取り組むのが効率的です。部門別活動局では現在、林業におけるグリーン・ジョブについて分析を進めています。

2011年にILOが発表したグリーン・ジョブのための技能に関する報告書によれば、林業は農業・食品加工とともに、グリーン経済に向けた事業再構築の影響を受ける部門の一つに挙げられ、森林再生・植林事業は林業の雇用に肯定的な影響を与える一方で耕地の森林転換というマイナスの影響を発生させることも予想されています。そして、林業労働者の再訓練、エコツーリズム・農村ツーリズム・森林ツーリズムに向けた再訓練、技能向上、持続可能性や気候学・気象学に関する技能取得、エコカウンセリング技術の取得、材木の複雑な利用や木材加工における新技術取得といった訓練ニーズが指摘されています。

グリーン経済への移行に伴う職業面での変化としては、気候変動のマイナスの影響を緩和し、土壌を回復し、生物の多様性を保全するために政府が森林再生に投資するならば、森林管理者や育林者の数が増えるだろうとしています。環境法規の強化に伴い、森林地域や自然保護区の管理者、公共環境監督官などの環境保護に携わる管理的職務の増大も見込まれます。5,400万ヘクタールの人工林を擁する中国では、主として伐採人を再訓練して、2010年現在、推定250万人の森林監督者を有しているとされます。韓国は2005年から開始した育林事業の枠内で、2009年に森林資源の栽培、緑地の維持、森林サービス、森林バイオマス回収の拡大、防災、研究開発の分野で約6万6,000人の雇用を創出することを発表しました。この事業は低所得者や若者失業者に雇用を創出しています。

林業の規模がアジア太平洋地域で最大のインドネシアは、地政、経済、気候変動の諸面から見て重要な役割を演じています。過去数十年にわたって林業は同国のGDP、外貨獲得、政府歳入、雇用に大きく貢献してきました。2010年にILOが開いたインドネシアの林業におけるディーセント・ワークに関する地域ワークショップには、林業省や労働・移住省などの関係省庁、地方自治体、労使団体、援助機関の代表が出席し、違法伐採、グリーン・ジョブ、その他林業の労働関連事項の重要性が強調されました。ワークショップでは、グリーン経済の枠組みの下、林業の構造変革と成長鈍化、生産性、違法伐採とその環境に対する影響に関連した事項が取り上げられました。

* * *

林業労働に関する詳しい情報は、ILO部門別活動局の林業、木材、紙パルプ部門のウェブページに掲載されています。現在はホームページの再構築を進めている関係で限られた情報量しか掲載されていませんが、随時充実化が図られています。

林業、木材、紙パルプ部門（英語）----->

<http://www.ilo.org/global/industries-and-sectors/forestry-wood-pulp-and-paper/lang-en/index.htm>

国際森林年（2011年）に合わせて作成された林業労働に関する広報資料『International Year of Forests 2011: What about the labour aspects of forestry?』（英語）----->

http://www.ilo.org/sector/Resources/publications/WCMS_160879/lang-en/index.htm

林業労働の安全衛生実務規程『Safety and health in forestry work』（英語）----->

http://www.ilo.org/safework/normative/codes/WCMS_107793/lang-en/index.htm

林業における労働監督指針『Guidelines for labour inspection in forestry』（英語）----->

http://www.ilo.org/safework/normative/codes/WCMS_107610/lang-en/index.htm

テーマ別ページグリーン・ジョブ（英語）----->

<http://www.ilo.org/global/topics/green-jobs/lang-en/index.htm>

写真で見る林業労働－ILO広報誌『World of work』2011年12月発行第73号掲載記事（英語）----->

http://www.ilo.org/global/publications/magazines-and-journals/world-of-work-magazine/issues/WCMS_170441/lang-en/index.htm

最終更新日：2012年1月30日 作成者：EU 責任者：SH

ILO駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部ビル8階
Tel: +81.3.5467.2701 Fax: +81.3.5467.2700 E-mail: ilo-tokyo@ilotokyo.jp

ILO駐日事務所 | [トップ](#) | [ホーム](#) | [国際労働機関\(ILO\)とは](#) | [最新情報](#) | [ILOと日本](#) |
| [出版物・資料室](#) | [メールマガジン](#) | [会議・行事予定](#) | [求人情報](#) | [サイトマップ](#) |

© 1996-2011 International Labour Organization (ILO) | [Copyright and Permissions](#) | [Privacy policy](#) | [Disclaimer](#)